

京都市勧業館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第139号

京都市勧業館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市勧業館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 2音響設備の項中

「

拡 声 装 置	1チャンネル	945 ^円
ワ ゴ ン ア ン プ		1,470

を

「

ワ ゴ ン ア ン プ	1チャンネル	1,470 ^円
-------------	--------	--------------------

に改め、同表

2 映写設備の項中

「

映像セット	第3展示場用	一 式	15,750
	大会議室用		10,500
テレビ館内放送装置			5,250

を

「

映 像 セ ッ ト	一 式	15,750
-----------	-----	--------

に改め、同表

」

2 撮影設備の項中

「

テレビカメラ	1	台	1,680
撮影セット	—	式	2,625

を

」

「

テレビカメラ	1	台	1,680
--------	---	---	-------

に改め、同表

」

2 照明設備の項中

「

スポットライト	1	台	262
ピンスポットライト			1,417

を

」

「

スポットライト	1	台	262
---------	---	---	-----

に改め、同表

」

2 備考2中「、撮影設備の撮影セット」を削る。

第1号様式を次のように改める。

京都市勧業館利用許可申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー 担当者の氏名 電話 ー

京都市勧業館条例第4条の規定により利用の許可を申請します。			
利用する施設			
利用する期間	年 月 日 （ 曜日）から 年 月 日 （ 曜日）まで	年 月 日 （ 曜日）から 年 月 日 （ 曜日）まで	年 月 日 （ 曜日）から 年 月 日 （ 曜日）まで
利用する時間の区分	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 早朝（時から時まで） <input type="checkbox"/> 夜間（時から時まで）	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 早朝（時から時まで） <input type="checkbox"/> 夜間（時から時まで）	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 早朝（時から時まで） <input type="checkbox"/> 夜間（時から時まで）
利用する人数	人		
付属設備の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
利用の目的			
催しの概要	名称		
	主催者名		
	展示品		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 催しの概要の欄は、該当する事項がない場合は、記入する必要はありません。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(産業観光局商工部産業振興課)